

【Ⅱ－４ 患者の状態及び必要と考えられる医療機能に応じた入院医療の評価－③】

③ 急性期一般入院料 1 における平均在院日数の 基準の見直し

第 1 基本的な考え方

医療機関間の機能分化を推進するとともに、患者の状態に応じた医療の提供に必要な体制を評価する観点から、急性期一般入院料 1 の病棟における実態を踏まえ、平均在院日数に係る要件を見直す。

第 2 具体的な内容

急性期一般入院料 1 の施設基準のうち平均在院日数の基準について、18 日から 16 日に見直す。

改 定 案	現 行
<p>【一般病棟入院基本料】 [施設基準] イ 急性期一般入院基本料の施設基準 ① 通則 3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が 21 日（急性期一般入院料 1 にあっては <u>16</u> 日）以内であること。</p>	<p>【一般病棟入院基本料】 [施設基準] イ 急性期一般入院基本料の施設基準 ① 通則 3 当該病棟の入院患者の平均在院日数が 21 日（急性期一般入院料 1 にあっては <u>18</u> 日）以内であること。</p>